埼玉大学学生後援会遠征援助(顧問教員用)要項

1. 条件

埼玉大学学生後援会遠征援助(顧問教員用)を申請できる団体及び内容は、以下のすべてに該当するものとする。

- 今年度に課外活動団体として認められた団体であること。
- 今年度に学生後援会の会員が 5 名以上所属していること。
- 大会・コンクール・発表会等への遠征費用とし、合宿は対象外とする。
- 申請可能な費用の項目は交通費、宿泊費とし、当該費用の全部または一部を申請できるものとする。

2. 申請及び援助額

申請は顧問 1 人あたり年度内で 1 回とし、援助費の上限は 40,000 円とする。
申請は顧問若しくは課外活動団体の構成員とする。

3. 申請方法

GoogleForms から申請を行ってください。
https://forms.cloud.microsoft/r/riYQ2sD5uf

4. 対象期間(大会・コンクール・発表会等の実施期間)

令和 8 年 4 月 1 日(水)から令和 9 年 2 月 26 日(金)まで

5. 申請期間

令和 8 年 10 月 19 日(月)から令和 9 年 2 月 26 日(金)まで

6. 支払い方法

選考後、申請書に記載された口座への振り込みにより行う。

7. 採否結果

採否は援助費の振り込みをもって行う。